

苫小牧市新型コロナウイルス対策保証料補給 Q&A

(2020.4.9更新)

Q1. どのような事業者を対象とする事業か。

A1. 新型コロナ感染症の被害を受けた小規模事業者が、金融機関の借入を行った際に発生した信用保証料について、負担の全部または一部を軽減するものです。(上限10万円)

※借入の際に信用保証を付けるか否かは、金融機関の判断によります。

Q2. 助成対象をわかりやすく示してほしい。

資本金 1,000 万円以下かつ、正社員 20 人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業は 5 人以下、医業を主とする法人は 20 人以下)である市内小規模事業者が運転資金を借り入れた際に発生する信用保証料で、以下①～③のいずれかに該当し、かつ要綱第 6 条で定める補給対象外に当てはまらないもの

- ①苫信、北洋、道銀、北陸、室信、北央が各々独自に実施している、新型コロナウイルスによる影響を起因とする融資を受ける際に発生した信用保証料
- ②北海道信用保証協会の「緊急短期保証制度」及び「新型コロナによる被害を起因とした保証」を受ける際に発生した信用保証料
- ③「セーフティネット4号・5号保証」及び「危機関連保証」を受ける際に発生した信用保証料

※要綱第 6 条抜粋 (補給対象外のもの)

- ・ 運転資金以外の融資
- ・ 小規模企業経営改善資金 (市制度融資、別途補給制度あり)
- ・ 北海道の制度融資において、別途補給制度があるもの

Q3. 新型コロナによる影響を起因とする融資とは何か。

A3. 各金融機関が独自に実施している融資のうち、新型コロナによる影響を受けた事業者のみを対象とする融資となります。

Q4. 新型コロナを起因とする融資について発生した信用保証料については、全て補給対象としてよいのか。

A4. Q2 で示した補給対象外（要綱第6条参照）に該当しなければ、対象とみなして構いません。

Q5. 融資の内容にかかわらず、信用保証協会の保証付が「緊急短期保証制度」及び「新型コロナによる被害を起因とした保証」に係る信用保証料であれば、全て補給対象としてよいのか。

A5. Q2 で示した補給対象外（要綱第6条参照）に該当しなければ、対象とみなして構いません。

Q6. セーフティネット4号・5号保証」及び「危機関連保証」の認定はどこで行っているのか。

A6. 苫小牧市商業振興課（当面の執務室は市役所本庁7F）で行っております。
なお、危機関連保証については、市制度融資との併用はできませんのでご注意ください。

Q7. 融資の内容にかかわらず、信用保証協会の保証付が「セーフティネット4号・5号保証」及び「危機関連保証(市制度融資との併用不可)」に係る信用保証料であれば、全て補給対象としてよいのか。

A7. Q2 で示した補給対象外（要綱第6条参照）に該当しなければ、対象とみなして構いません。

Q8. 市の小規模企業経営改善資金、中小企業振興資金は補給対象となるのか。

A8. 小規模企業経営改善資金については、信用保証料を最大30万円補給する既存制度があるため、要綱第6条で対象外と定めております。中小企業振興資金については、要綱第5条(2)または(3)に該当(危機関連保証付は除く)すれば補給対象となります。

※Q2、Q6を参照ください

Q9. 道の制度融資は補給対象となるのか。

A9. Q7と同様に、道の融資においても、既に信用保証料の補給がある制度については対象外としております。

※4/1 現在、道の「新型コロナウイルス感染症緊急貸付」が市の補給対象外です。詳細はQ2を参照ください。

Q10. なぜ市の制度融資と、危機関連保証付の組み合わせは認められないのか。

A10. 市の制度融資は、国が定める危機関連保証の全国統一保証制度には該当しませんので、対象外となります。(国より通達あり)

Q11. 設備資金は対象外なのか。

A11. 対象外となります。

Q12. 市の予算を超える申請があった場合は？

A12. 予想を超える申請が見込まれる申請があった場合、12月を待たず補助期間を短縮し終了することとなります。短縮する際は別途お知らせいたします。なおこの場合は、短縮した補助期間内における申請については補助を行うものとしします。

Q13. 保証料補給にあたり、金融機関がすべきことは。

A13. 保証料補給申請のためには、金融機関が発行する「新型コロナウイルス対策融資実行通知書」(要綱第8条、様式第2号)が必要になりますので、発行についてご協力をお願いします。

Q14. 保証料補給申請にあたり、必要な書類は何か。

A14. ①新型コロナウイルス関連融資保証料補給金交付申請書(様式第1号)
②新型コロナウイルス対策融資実行通知書(様式第2号、金融機関発行)
③「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」または「信用保証書(金融機関宛)、いずれも信用保証協会が発行するもの
以上の3点になります。(要綱第8条関係)

Q15. 金融機関は補給申請書を取りまとめる必要があるのか？

A15. 様式第1号(申請者記入)、様式第2号(金融機関記入)及び信用保証に係る書類を加えた計3点について、まとめて補給申請者または各金融機関からご提出いただければと考えております。

Q16. 補給申請書の提出期限は？

A16. 融資実行月の翌月10日まで(土日祝日の場合はその前営業日)となります。なお、3月融資実行に係る申請書は、4月分と併せて5月8日までの提出となりますので、ご協力をお願いします。

(2020.3.31 追加)

Q17. 3月実行の融資について補給申請する場合、申請書の日付はどのように記載すべきか。

A17. この場合、申請書の日付は4月1日以降でお願いします。4月以降に融資を受けた場合につきましては、申請書の日付は融資実行日以降(同日可)としていただければ問題ありません。

(2020.4.9追加)

Q18. 4月9日付で行われた補給要綱の改正内容について知りたい。

A18. 要綱第8条に、「信用保証協会から信用保証料の返戻がある場合、市はその額を除いて補給するものとする」という文言を追加しました。本改正は、対象融資が事業者の借換での手続きとなった場合、現要綱では前回支払った信用保証料の返戻額を含め補給可能となり、上限額の10万円を超える可能性があるため、それを防ぐための内容となります。